

面会規程

1.目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2.基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策、防犯対策、その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3.面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

- (1) 12時00分～16時30分（日・祝除く）
- (2) 面会時間は、60分以内とする。
- (3) 患者様の都合により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4.面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする

- (1) 面会人数は、原則として制限しない。（但し、入室は3名まで）
- (2) 面会回数は、1日1回。（お一人さま）

5.面会者

面会者は原則として次の者とする。

- (1) 面会者は、原則として制限しない。
- (2) 年齢制限は設けないが、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。（但し、2歳未満の乳幼児へのマスク着用は不要とする）

6.面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合

- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

7.面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 食堂談話室
- (2) 病室内（多床室の場合はベッドサイド）

8.面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ① 面会者は、1階エントランスにて面会カードを記入する。
面会カード記載内容：患者様名、面会日時、面会者氏名全員、続柄、連絡先。
- ② 受付スタッフは、面会カードの内容および面会者の体調等を確認する。
- ③ 面会者は面会カードを病棟の専用ボックスに入れた後、面会する。

9.面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること

10.面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病院内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

11.面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合。なお、面会制限は必要最小限とする。

12.面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合

13.代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会を提案し、希望があれば支援する。

14.周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

15.感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

◇フェーズの詳細（感染のレベル）

0：院内流行なし

1：職員感染（1名）があり、全部署で次の発生への警戒をしている状態

2：患者様の感染（1名）があり、全部署で次の発生への警戒をしている状態

3：院内にてアウトブレイクが発生している状態

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
面会人数の制限	制限なし	制限なし	制限あり	制限あり
面会時間の制限	制限なし	制限なし	制限あり	制限あり
対面時間の制限	制限なし	制限なし	制限あり	制限あり
病室への入室制限	制限なし	制限なし	制限あり	制限あり
病棟への立入制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限あり

これらの措置は、各病棟の感染状況を踏まえ、院内感染防止対策委員会の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

16.規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで院内感染防止対策委員会の承認を得て決定する。

付則

本規程は 2026 年 6 月 1 日より施行する。